

令和7年度
企業のScope 3対応に向けた
航空貨物輸送でのSAF活用促進事業
【募集要項】

＜事業実施機関＞

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/scope3>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時から13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

課長	係長	担当

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
3. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

公益財団法人 東京都環境公社

目次

はじめに.....	4
1 目的.....	5
2 支援内容.....	7
3 スケジュール.....	8
4 助成金交付対象者（貨物代理店）.....	9
5 支援対象者（荷主）.....	10
6 助成要件.....	11
7 助成対象経費.....	13
8 申請方法.....	14
9 審査方法.....	16
10 交付決定後（採択後）の流れ.....	17
11 事業を実施するための注意事項.....	19
12 事業完了後の注意事項.....	20
13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還.....	20
14 情報の取扱いについて.....	21

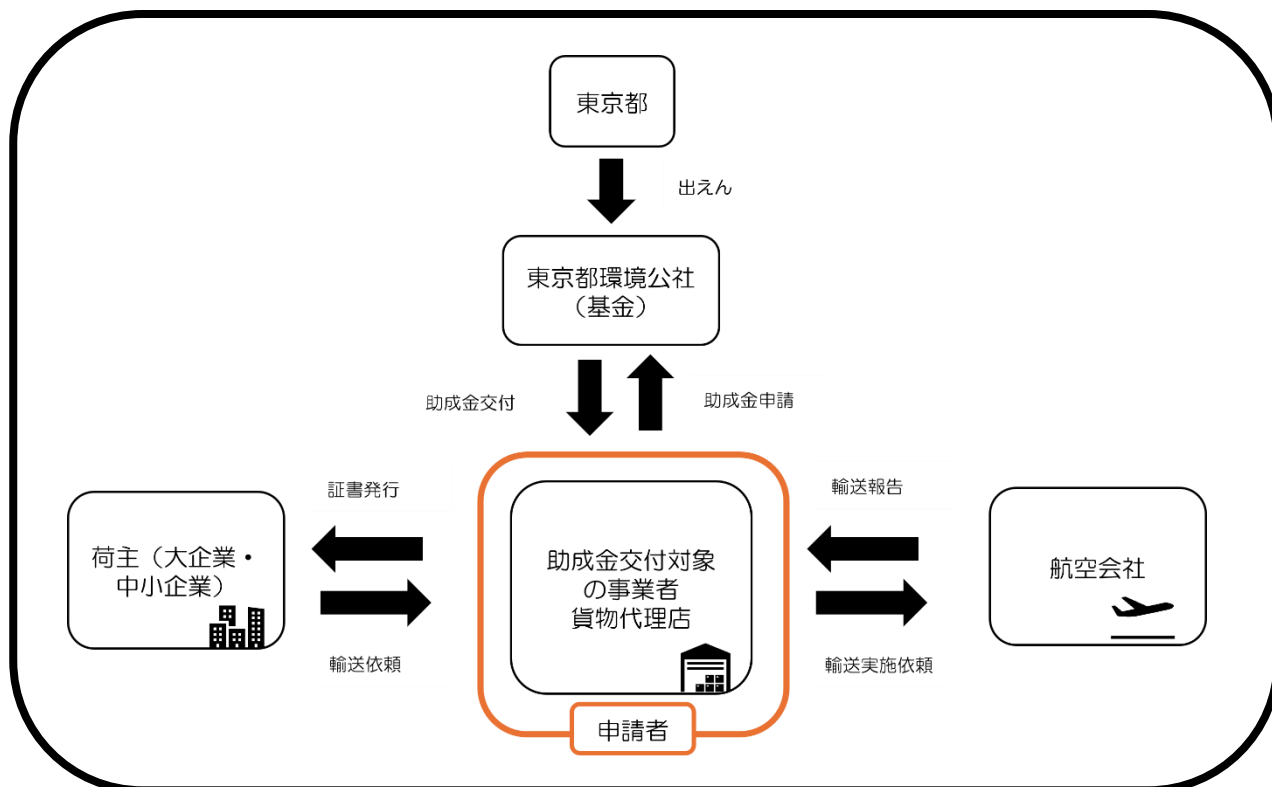
はじめに

助成金を申し込む前に下記事項を御確認ください。

- 助成金の支払いは、事業の実施を東京都環境公社（以下、公社という。）等が確認した後（後払い）となります。
- 適正に事業が行われたかどうか等进行检查した上で、助成金額を確定するため、検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になることがあります。
- 助成金に採択された方への通知（交付決定通知書）に記載される交付決定額は予定上限額であり、支払いを保証するものではありません。
- 助成金に採択された方には、実施状況の報告等の義務が発生します。詳しくは該当ページを御確認ください。
- 荷主（支援対象者）は助成金交付対象者（貨物代理店）と助成対象事業に該当するかどうかを御確認ください。

1 目的

SAFを活用した環境負荷の少ない航空貨物輸送を行う事業者を公募し、支援することで、企業のサプライチェーン全体におけるCO2 排出量削減への寄与を目的とします。



- 基金の造成

東京都は、本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

- 助成事業

公社は基金を原資として、助成対象となる事業を行う事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

本助成事業における用語一覧

SAF	持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel）であり、廃食油、サトウキビ等のバイオマスや、都市ごみ、廃プラスチック等を用いて生産される燃料。
貨物代理店	荷主と書面での契約等のうえ、貨物輸送に関する手続等を代行する事業者。
荷主	貨物代理店と書面での契約等のうえ、輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物代理店をとおして貨物輸送事業者に貨物を輸送させている事業者。
CO2削減証書	SAFを利用したことによるCO2の削減効果を明記したものであって、第三者機関の認証を受けたもの。
中小企業	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者（ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業については、資本金規模3億円以下又は従業員規模300人以下の者）であって、次に掲げる要件に該当しない者 ● 大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。 ● 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している ● 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。
大企業	上記「中小企業」でないもの。
助成対象期間	採択された事業を実施する期間。 本助成事業では、交付決定日から令和8年3月31日までの間。
助成対象経費	助成金の交付額を決定するための算定の対象となる経費。 本事業の「助成対象経費」については、「7 助成対象経費」を参照。
助成率	助成対象経費の内、助成金として交付される金額の割合。
助成限度額	助成金として交付される最大額。
交付決定額	交付決定時点において、今回の助成事業で交付することが適切であると認めた金額の最大額。完了検査の結果、実際の支払金額が交付決定額より減額になる場合がある。
事業完了	本助成事業における全ての事業の実施及び助成対象経費の支払い、荷主へCO2削減証書の発行を終えたこと。事業完了から15日以内に、公社指定の様式により実績を報告する必要がある。
完了検査	実績の報告書類、成果物及び経理書類等により、採択された事業内容どおりに事業が実施されたかどうか等を公社指定の場所にて確認する。
助成金額	完了検査の結果に基づき確定した、公社より支払う金額。完了検査の結果、助成金額は交付決定額より減額になることがある。

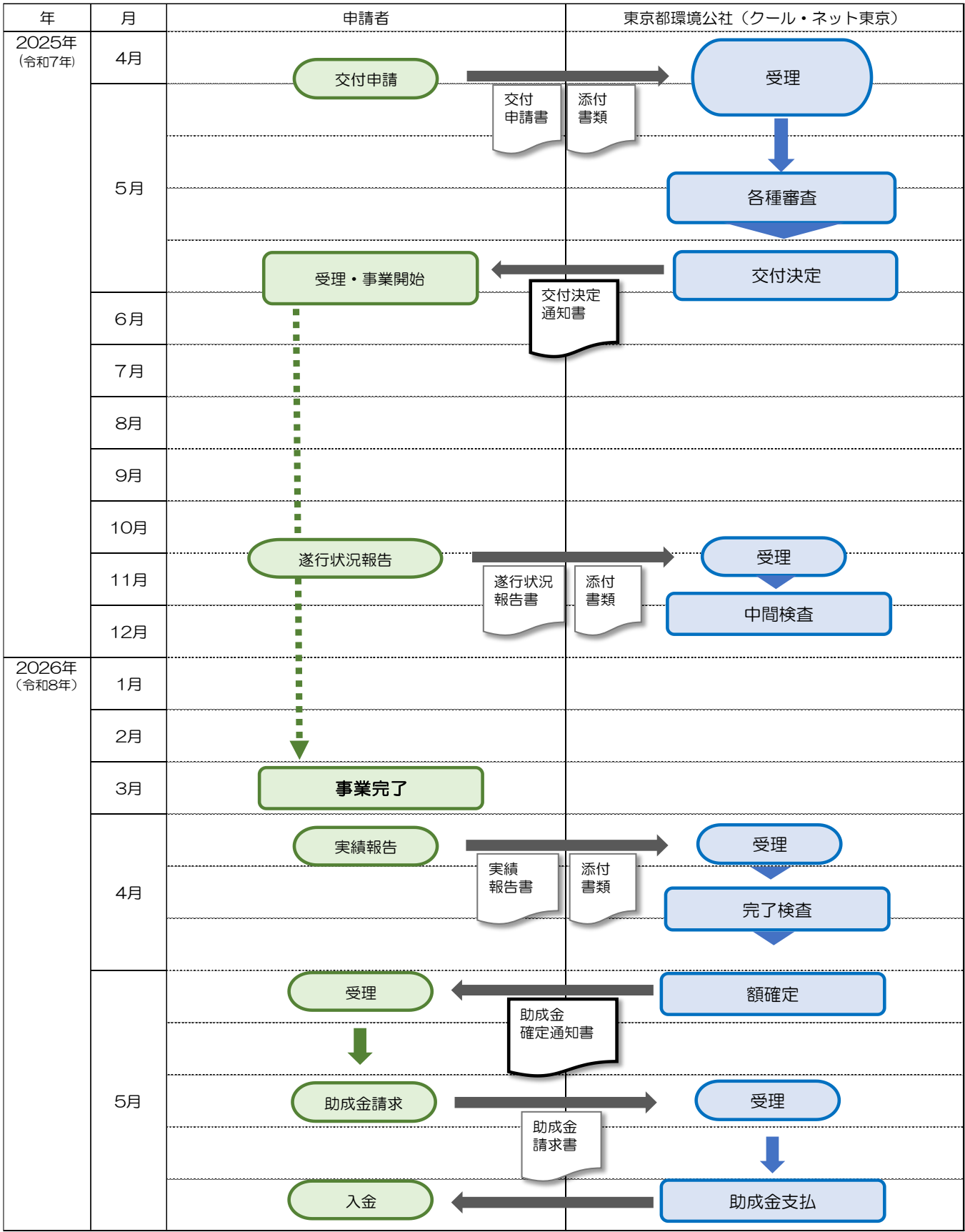
2 支援内容

企業のサプライチェーン全体におけるCO2排出量削減への寄与を目的に、荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送における「SAF利用時に要する上乗せ分の経費」を支援します。

助成金交付対象者 (詳細は「4 助成対象事業者」を参照)	✓ 実質的に都内で事業を行っている <u>貨物代理店</u> (都内に本店又は支店登記があるなど)
支援対象者 ((詳細は「5 支援対象者」を参照))	✓ 都内に本店又は支店登記があり、かつ実質的に都内で事業を行い、助成金交付対象者に輸送を依頼して航空貨物輸送を行う <u>荷主</u>
助成対象事業 (詳細は「6 補助要件」を参照)	✓ 荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送にSAFを利用し、企業のサプライチェーン全体におけるCO2排出量削減に寄与する事業
助成要件 (詳細は「6 助成要件」を参照)	✓ 航空貨物輸送は、羽田空港または成田空港発着の貨物便であること ✓ 貨物代理店は航空貨物輸送実施後、荷主に対し、助成対象期間内にCO2削減証書を発行すること
助成対象期間	✓ 交付決定日から令和8年3月31日までの間
助成率 (詳細は「6 助成要件」を参照)	✓ 大企業 : 助成対象経費の1/2 ✓ 中小企業 : 助成対象経費の10/10
助成限度額 (詳細は「6 助成要件」を参照)	✓ 大企業 (1社あたり) : 400万円 ✓ 中小企業 (1社あたり) : 240万円
助成対象経費 (詳細は「7 助成対象経費」を参照)	✓ 荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送経費のうち、SAF利用時に要する通常輸送からの上乗せ分の経費

3 スケジュール

【例：1次募集の場合】



4 助成金交付対象者（貨物代理店）

申請にあたっては、次の(1)～(10)の全ての要件を助成事業が完了するまで、満たす必要があります。

- (1) 東京都内に本店又は支店の登記があるなど、東京都内で実質的に事業を行っている貨物代理店（法人又は個人事業主）であること。
- (2) 同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- (3) 法人事業税及び法人住民税に滞納がないこと。
- (4) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (5) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業・助成事業で不正等がないこと。
- (6) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- (7) 助成事業の実施にあたって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (8) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- (9) 公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

5 支援対象者（荷主）

助成金交付対象者に輸送を依頼する支援対象者（荷主）は、助成事業が完了するまで、次の（1）～（8）の全ての要件を満たす必要があります。

なお、支援対象者（荷主）の要件確認は、助成金交付対象者が行うこととします。

- （1）東京都内で実質的に事業を行っていること。
- （2）東京都内に本店又は支店の登記がある法人又は個人事業主であること。
- （3）同一テーマ・内容で公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受けないこと。
- （4）法人事業税及び法人住民税に滞納がないこと。
- （5）東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- （6）過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業・助成事業で不正等がないこと。
- （7）民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- （8）助成事業の実施にあたって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- （9）「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと。
- （10）公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

6 助成要件

(1) 事業内容

本助成金の交付対象事業は、企業のサプライチェーン全体におけるCO₂ 排出量削減への寄与を目的に、荷主が貨物代理店を通して行うSAF利用の航空貨物輸送です。

(2) 助成要件

本事業では下記の全ての要件を満たす必要があります。

ア SAFを利用した航空貨物輸送であること。

イ 本事業で利用できるSAFの環境価値は

①羽田空港または成田空港で給油を受けたSAF

②羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAF
のいずれかとし、航空機でSAFを消費したことで発生したものであること。

なお、SAFの給油地はCO₂削減証書等にて確認する。

ウ SAFの環境価値は、①＝5割以上、②＝5割以下とし、割合は全荷主のCO₂削減量の合計より算出する。

エ 羽田・成田空港発着の貨物であるか確認するため、支援対象者（荷主）の輸送航路や貨物重量等が分かる書類を提出すること。

オ 助成対象事業者（貨物代理店）は輸送依頼のあった支援対象者（荷主）に対し、助成対象期間内にCO₂削減証書を発行すること。

※航空会社からの報告等に基づき作成する「SAFを利用したことによるCO₂削減効果を明記した暫定的な書類」の発行でも可とするが、遅くとも公社が別に指定する完了検査までには、第三者機関の認証を受けたCO₂削減証書を各荷主へ発行すること。

カ 助成対象事業者は航空会社等と連携し、SAF使用による料金プランを作成すること。
なお、既存のプランを使用することも可とする。

キ 助成対象経費であるSAF使用に伴い発生する追加料金の公社負担分については、支援対象者（荷主）から徴収せず、助成対象事業者（貨物代理店）が立て替えること。

ク 国土交通省が発行する「SAF利用可視化ガイドライン」に準拠すること。

(3) 助成金額、助成率等

助成率や助成限度額等は下記のとおりです。

助成金交付対象者（貨物代理店）	支援対象者（荷主）	支援荷主件数	助成限度額（荷主1社あたり）	助成率
（予定） 3者程度採択	大企業	45社	400万円	1/2
	中小企業	225社	240万円	10/10

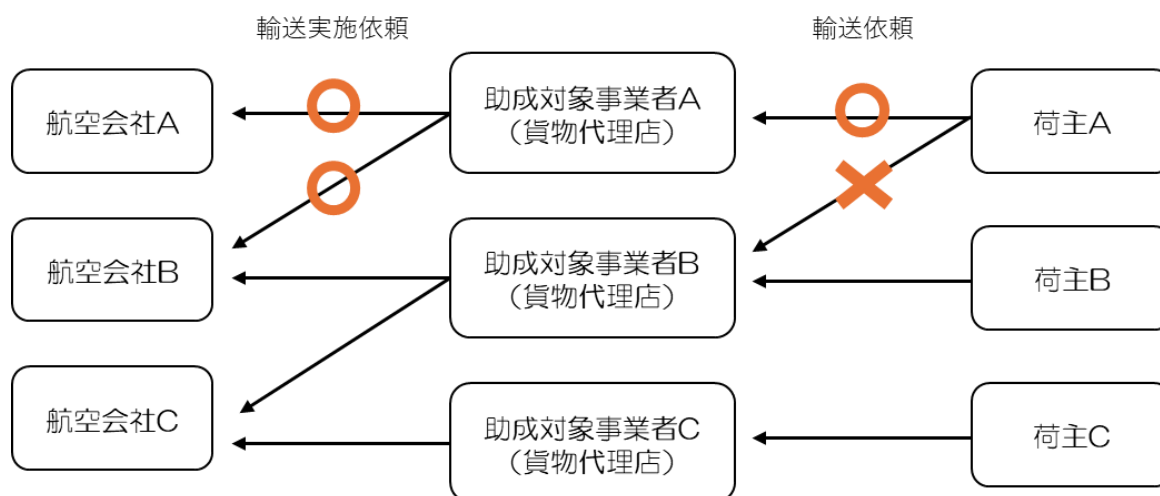
・助成金交付対象者である貨物代理店は、3者程度を採択する予定です。

・令和6年度に本事業を利用した助成対象者（貨物代理店）及び支援対象者（荷主）でも、令和7年度に再び本事業を利用することは可能です。

・助成金の交付対象者（貨物代理店）は複数の航空会社を利用することが可能ですが、支援対象者（荷主）は助成対象事業者（貨物代理店）1社としか本事業へ参加できません。助成金の交付対象者（貨物代理店）は支援対象者（荷主）へ本事業への参加をご提案する際、他の採択を受けた助成金交付対象者（貨物代理店）から声がかかっていないかどうかの確認をしてください。

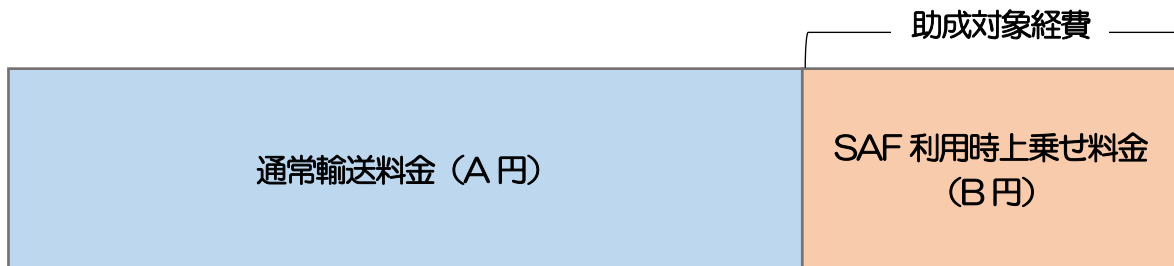
（下図参照）

・採択後、助成対象者（貨物代理店）が集めた支援対象者（荷主）に重複があった場合は、助成対象者（貨物代理店）と支援対象者（荷主）とで別途、調整いただく必要があるため、支援対象者（荷主）の重複があった場合に限り、助成対象者（貨物代理店）がどの支援対象者（荷主）と組むかを採択を受けた助成金交付対象者（貨物代理店）間で公表させていただきます。（採択後の動きについては「10 交付決定後（採択後）の流れ」をご確認ください。）



7 助成対象経費

荷主が貨物代理店を通して行う航空貨物輸送経費のうち、SAF利用時に要する上乗せ分の料金。
(下図B円部分)



※助成対象とならない経費

- 通常の業務や取引と混合、又は相殺して支払いが行われている経費
- 間接経費（消費税、振込手数料、通信費、光熱水費、印紙代等）
- 公社の承認を得ずに、申請書及び「交付決定通知書」に記載した内容と異なる内容の事業を行った場合の経費
- 契約から支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内または決められた期日までに行われていない経費
- 交付決定後に実施する「中間検査」及び「完了検査」で対象外と判断された経費や他の助成金、補助金の対象となっている事業の経費
- 公序良俗に反するなど、事業の内容について適切ではないと判断された経費
- 事業又は事業主体について、助成金を交付することが不適切と判断された経費

様式及び提出書類チェックリストについては、下記ホームページよりダウンロードしてください。

《<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/scope3>》



(3) 申請方法

- ア 申請は、郵送又は持参でのみ受付けます。
- イ 申請様式は A4 の用紙に片面印刷でお願いします。
- ウ 封筒の表に、「企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業
申請書類 在中」と赤字で記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- エ 鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

【送付先】

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
モビリティチーム
企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業担当 宛
電話 03-5990-5068

9 審査方法

申請書類等に基づき、面接審査を行い、面接審査の結果に基づき、総合審査会（審査員のみ
の検討会）において助成金の交付を決定する事業者を決定します。

必要に応じて、公社から追加資料の提出又は説明をお願いする場合がありますが、それ以外
の場合は資料の修正や追加を行うことはできません。

なお、審査はすべて非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査内容に関する問い合わせに
は一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

<審査項目とその視点>

審査項目	審査の内容
脱炭素化への貢献度	・提案プランにおけるCO2削減量は都の脱炭素化に貢献できる量か
SAF流通促進への寄与度	・プランの内容（プランの料金、最低販売ロット数等）は荷主に利用しやすいものになっているか ・使用するSAFの環境価値の割合は羽田空港または成田空港におけるSAFの流通促進に寄与するか （①羽田空港または成田空港で給油を受けたSAFの環境価値と、②羽田空港または成田空港に直行便がある海外の空港で給油を受けたSAFの環境価値の使用割合） ※①の割合が大きいほど評価点が高い
取組内容の実現可能性	・これまでにどのような環境やエネルギー系に関連した事業や取組を実施したことがあるか ・適正に事業実施が可能な事業運営体制が組まれているか ・社内におけるSAFに関する知識は十分なレベルであるか、また社内でのSAFに関する教育体制は組まれているか ・本事業採択後、荷主との連携に向け効果的な事業提案や情報発信の方法が提案されているか ・SAFの普及に向け、どのようなPR活動を現在行っているか、また本事業採択後に行う予定か

10 交付決定後（採択後）の流れ

交付決定後は各荷主や航空会社等、関係業者と調整の上、助成事業に取り組んでいただきます。

事業完了後は実績報告を基に、完了検査を実施の上、助成事業の成果及び内容等を審査し、助成事業を適正と認めたときは、交付決定額の範囲内で助成金の額を確定し、支出します。

スケジュールは次のとおりとなります。

【例：1次募集の場合】

年	月	申請者	東京都環境公社（クール・ネット東京）
2025年 (令和7年)	5月	交付決定・事業開始	荷主一覧表 (確定版)
	6月		交付決定後、 随時受付
	7月		
	8月	第1期 交付決定日～令和7年10月31日まで	
	9月		
	10月		
	11月	遂行状況報告	中間検査
	12月		
2026年 (令和8年)	1月	第2期 令和7年11月1日～事業完了まで	
	2月		
	3月	事業完了	
	4月	実績報告	完了検査

本事業の助成対象期間は、交付決定日から令和8年3月31日までの間ですが、完了検査の事務量を低減するため、上記のとおり、「期」を設定しています。

なお、事業は「期」をまたがっても問題ありませんので、「期」ごとに荷主との契約書や請求書等を分けたり、第1期内に事業を完了したりする必要はありません。

(1) 荷主一覧表（確定版）の提出（交付決定後）

ア 交付決定後、荷主から本事業への参加の内諾を得たら、荷主一覧表を作成の上、公社まで送付してください。

他採択者との荷主の重複がないかを確認の上、公社から承認の可否について、ご連絡を差し上げますので、承認連絡受領後に荷主との契約締結をするようお願いいたします。

また、助成対象期間内における荷主の追加は随時受け付けていますので、新たに荷主の参加が確定しましたら、都度、荷主一覧表を更新の上、公社まで送付してください。

イ 採択事業者間で荷主の重複があった場合には、原則、荷主一覧表の提出が早い事業者が優先的に該当荷主と組むことができるものとします。

ただし、同日に提出のあった場合については、荷主がどの貨物代理店と組むか選択させるものとし、重複のあった貨物代理店間で調整していただきます。

(2) 遂行状況報告書の提出

ア 第1期（令和7年10月31日まで）が終了したときは、その翌月15日までに、遂行状況報告書（様式第8号）及び、別途案内するフォーマットの記入例に沿って報告してください。

イ 同報告においては、報告対象期間中に荷主と交わしたSAF使用に伴う契約書、荷主企業への請求書、発行済のCO₂削減証書、荷主からの入金確認書類等の写しを添付してください。

なお、添付資料の詳細については、改めてお伝えしますが、上記証憑については、通常の業務・取引と混合されているもの、経費書類についても通常の業務・取引と混合または相殺して支払いが行われているものは助成対象外となります。助成事業の適正かつ公平な運営のため、助成事業とその他の事業とを分けて管理いただくようお願いいたします。

(3) 実績報告書の提出（事業完了時）

ア 事業が完了したときは、完了の翌日から起算して15日以内に公社が指定する様式により実績を報告してください。

イ 同報告においては、報告対象期間中に荷主と交わしたSAF使用に伴う契約書、発行済のCO₂削減証書、荷主からの入金確認書類等の写しを添付してください。

なお、添付資料の詳細については、改めてお伝えします。

(4) 中間検査、完了検査

提出された遂行状況報告書に基づく中間検査、実績報告書に基づく完了検査を、各報告から1か月以内を目途に、申請書記載の事業実施場所又は公社が指定する場所で実施します。

内容は、事業の成果を証する資料の確認（証拠書類などの原本照合）等となります。

なお、中間検査の際、必要に応じて進捗状況等のヒアリングも実施させていただきます。

※ 実施日は、各報告書をご提出いただいた後、調整させていただきます。

(5) 助成金額の確定・支払

ア 完了検査の実施後、公社にて検査書類等を確認し、助成事業が適正に行われたと認められた範囲で助成金の交付額を確定します。

確定した交付額等は、助成金確定通知書により、書面にて通知します。

イ 助成金の確定額は、経費の合計額に助成率を乗じて得た額とします。

※ 助成金交付決定額は、実際の交付額の上限を示すものであり、事業完了時における完了検査後に額を確定することから、助成金額は助成金交付決定額から減額されることがあります。

※ 助成金額は千円未満切り捨てとなります。

11 事業を実施するための注意事項

(1) 事業内容の変更等

交付決定を受けた後、正当な理由により助成事業の内容を変更しようとする場合、又は助成事業を中止もしくは廃止する場合には、事前に公社の承認を得なければなりません。

(2) 助成金額の確定

ア 交付決定時に通知する「助成金交付決定額」は、助成金交付額の上限を示すものであり、交付する助成金額及び助成対象経費の額及び内容を保証するものではありません。

イ 交付される助成金額、支払経費の妥当性については、中間検査及び完了検査にて審査し、確定するため、助成金の確定額は交付決定額から減額されることがあります。

(3) 関係書類の確認

中間検査及び完了検査では、助成対象事業の関係書類の提出及び原本照合による確認を行います。

【関係書類の例：契約書請求書、預金通帳・当座勘定照合表、領収書 等】

12 事業完了後の注意事項

(1) 公社職員による調査等について

中間検査及び完了検査の他、本助成金交付要綱第22条に基づき、助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係わる帳簿書類等について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 関係書類等の保存義務について

本事業に係る関係書類及び帳簿類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

【例：令和7年度実施事業の場合 → 令和12年度末まで必ず保存】

13 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者その他関係者等が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、助成対象事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

既に助成対象事業者助成金が交付済みの場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ① 助成金対象事業者が都内で実質的に事業活動を行っている実態がないと認められるとき
- ② 助成対象事業者又は助成事業に係る荷主その他助成事業の関係者が、東京都暴力団条例（平成23年東京都条例第54号）第に規定する暴力団関係者であることが判明したとき
- ③ 前2号に定めるほか、助成対象事業者が申請要件を満たしていない事実が判明したとき
- ④ 助成対象事業者が助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- ⑤ 助成対象事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他関係法令に違反したとき
- ⑥ 助成事業の実施場所において、助成事業の活動実態がないと認められるとき、その他助成事業について交付決定又は変更等の内容と異なる事実が認められたとき。
- ⑦ その他公社が、助成事業として不適切と判断したとき、あるいは、助成事業者等として不適切と判断したとき

※ 刑事罰が適用される場合があります。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、その他関係者等は、以後、公社及び東京都が実施する全ての助成事業・補助事業に申請をすることはできません。

14 情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

また、交付決定事業の内容、進捗状況については、本事業のホームページ等で情報を公開する予定です。

(2) 東京都への提供

公社から東京都への事業報告や各種調査等において、交付決定事業者等に係る連絡先や担当者氏名、申請書記載内容等について電子データや紙媒体にて情報提供することがあります。

なお、個人情報は「プライバシー・ポリシー」に基づき管理しております。

公社ホームページ(<https://www.tokyokankyo.jp/privacy>)より閲覧できますので併せてご参照ください。